

結婚生活を応援します！

熊谷市 結婚新生活支援事業

住居の取得費用・リフォーム費用・賃借料・引越費用の一部を補助します！

1.対象世帯

以下の要件すべてを満たしている場合に補助を受けることができます。

- ✓ 令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された
- ✓ 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ✓ 夫婦の合計所得が500万円未満である
※貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出
- ✓ 申請日において、夫婦ともに2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している
- ✓ 夫婦とも市税の滞納がない
- ✓ 生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ✓ 夫婦ともに暴力団員ではない
- ✓ 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業その他これに類する補助を受けたことがない
(他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む)
- ✓ 夫婦ともに、熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない
- ✓ (夫婦の双方又は一方が外国籍である場合)
申請日の時点で在留期間が2年以上の在留資格を所持している

2.対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用が対象です。

①住居の取得費	婚姻を機に取得した住居に対し支払った費用（土地代除く）
②リフォーム費用	婚姻を機にリフォームした際に支払った費用（外構工事を除く）
③住居の賃借料	新たに賃借した住居に対し支払った賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
④引越費用	婚姻を機に引越する際に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

3.補助上限額

▶ 住居費用と引越費用の合計金額(一世帯あたり) **30万円**

4.申請方法

必要な手続きや書類について、熊谷市企画課にご確認の上、直接申請してください。（裏面をチェック！）

対象世帯や対象経費の詳細等、予算残額については、ホームページで確認をお願いします。

熊谷市結婚新生活支援補助金

検索

結婚新生活支援
補助金HP

◆問合せ◆ 熊谷市役所 総合政策部 企画課

☎ : 048-524-1115(直通)

✉ : kikaku[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp



結婚新生活支援補助金の申請手続きの流れ

①必要書類を熊谷市へ提出

申請期間 令和7年6月2日（月）～令和8年3月31日（火）（書類必着）

※予算に限りがあるため、申請期間中でも受付を締め切ることがあります。

※書類が揃った方から受付をいたします。

※事前に、下記問合せ先へ御相談ください。

※申請は1年度につき1回限りです。

1	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	婚姻届を提出した自治体で発行された 婚姻届受理証明書 又は 婚姻後の戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本）*1
3	申請日が属する年度の夫婦双方の 所得証明書 *2
4	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類*3
5*4	①住宅の 売買契約書 ② 領収書 （その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類）
6*4	①住宅の 賃貸借契約書 ②賃料、共益費、及び仲介手数料に係る 領収書 （その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類）
7*4	①リフォームの 契約書 （工事請負契約書又は請書） ② 領収書 （その他当該住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類）
8	住宅手当等の支給の有無が確認できる書類 （様式第2号又は給与明細書等）*5
9*4	引越費用に係る 領収書

*1 本籍地が熊谷市ではない方に限ります。

*2 令和7年1月1日に本市に住民登録を有していない人に限ります。

*3 該当する場合に限ります。

*4 夫婦の双方又は一方の**住民票の住所としている住宅の費用**に限ります。

*5 **給与所得者全員分**（**住宅手当の支給が無い場合も必要です**）

※ 上記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のため御連絡させていただく場合があります。

②補助金交付決定通知書の受け取り

審査後、補助金の交付が決まりましたら、交付決定通知書を送付します。

③補助金請求

交付決定通知書に同封された補助金交付請求書を、熊谷市企画課へ提出してください。

④補助金の振込

請求書の内容を確認し、市から補助金を振り込みます。

結婚新生活支援
補助金HP



◆問合せ◆ 熊谷市役所 総合政策部 企画課
☎048-524-1115(直通)

Mail : kikaku[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

